

平成30年 第1回

士幌町議会定例会議案

平成30年3月9日

議案第1号	平成29年度士幌町一般会計補正予算(第8号)
議案第2号	平成29年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
議案第3号	平成29年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
議案第4号	平成29年度士幌町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議案第5号	平成29年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
議案第6号	教育委員会教育長の任命について
議案第7号	固定資産評価審査委員会委員の選任について
議案第8号	公平委員会委員の選任について
議案第9号	人権擁護委員の推薦について
議案第10号	指定管理者の指定について
議案第11号	指定管理者の指定について
議案第12号	指定管理者の指定について
議案第13号	士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案
議案第14号	士幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例案
議案第15号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第16号	報酬に関する条例の一部を改正する条例案
議案第17号	士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第18号	士幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例案
議案第19号	士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第20号	士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
議案第21号	士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
議案第22号	士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第23号	士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第24号	士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案
議案第25号	士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
議案第26号	士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第27号	士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第28号	士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
議案第29号	平成30年度士幌町一般会計予算
議案第30号	平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
議案第31号	平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第32号	平成30年度士幌町介護保険事業特別会計予算
議案第33号	平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
議案第34号	平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

議案第35号 平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
議案第36号 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

上記の議案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月9日

士幌町議会議長 加納 三司 様

士幌町長 小林 康雄

議案第6号

教育委員会教育長の任命について

次の者を教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字中士幌西2線74番地

氏 名 堀 江 博 文

昭和32年2月18日生

説 明

教育長の任期満了により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第7号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌西2線171番地23
氏 名	土 生 明 美
	昭和28年11月19日生

説 明

固定資産評価審査委員会委員の任期満了により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第8号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 士幌町字士幌東4線157番地

氏 名 小 坂 美 幸
昭和36年2月1日生

説 明

公平委員会委員の任期満了により、議会の同意を得ようとするものである。

議案第9号

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 士幌町字中士幌西2線81番地42

氏 名 赤 根 和 美
昭和28年5月20日生

説 明

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものである。

議案第10号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 士幌町いきいきデイサービスセンター
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌西2線169番地5
社会福祉法人 士幌愛風会
理事長 鈴木 洋一
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

説 明

士幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第11号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 上居辺へき地保育所
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字士幌東7線175番地
特定非営利活動法人 上居辺地区へき地保育所
理事長 棚橋 伸泰
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

説 明

上居辺へき地保育所に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 施設の名称 下居辺交流施設
士幌町農民健康増進施設
- 2 指定管理者 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地
株式会社 ベリオール
代表取締役 柴田 敏之
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

説 明

下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）及び士幌町農民健康増進施設（しほろ温泉プラザ緑風別館）に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第13号

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案

士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 指定居宅介護支援事業者の指定（第2条）
- 第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針（第3条）
- 第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準（第4条・第5条）
- 第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（第6条—第31条）
- 第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準（第32条）
- 第7章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定に基づき指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の指定に関し必要な事項を定めるとともに、法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業及び基準該当居宅介護支援（同号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。）の事業の人員及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 指定居宅介護支援事業者の指定

（指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならない場合）

第2条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人は、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団関係事業者（士幌町暴力団排除条例（平成25年条例第4号）第2条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。）

第3章 指定居宅介護支援の事業の基本方針

第3条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。以下同じ。）、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

第4章 指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準

（従業者の員数）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定居宅介護支援の提供に当たる介護支援専門員であって常勤であるものを置かなければならない。

2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とする。

（管理者）

第5条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員でなければならない。

3 第1項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）当該管理者がその管理する指定居宅介護支援事業所と同一の敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合（当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5章 指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項に定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的

方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

6 第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に規定する方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

8 前項の規定による承諾を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした

場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第7条 指定居宅介護支援事業者は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定居宅介護支援事業所が通常時に指定居宅介護支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第9条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第10条 指定居宅介護支援事業者は、被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第11条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第12条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サ

ービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料(居宅介護サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。)の額と、居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第13条 指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について前条第1項の利用料の支払を受けた場合は、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護支援の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護支援は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定居宅サービス等の利用が行わ

れるようにしなければならない。

- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。以下同じ。）以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている指定居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (7) 介護支援専門員は、前号に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下

同じ。)の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者(末期の悪性腫瘍の患者に限る。)の心身の状況等により、主治の医師の医師又は歯科医師(以下この条において「主治の医師等」という。)の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

- (10) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画(北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第95号)第25条第1項に規定する訪問介護計画をいう。)等同条例において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供するものとする。
- (15) 介護支援専門員は、第13号に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
- ア 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- イ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

- (16) 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- ア 要介護認定を受けている利用者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- イ 要介護認定を受けている利用者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- (17) 第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。
- (18) 介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (19) 介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所をしようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (20) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護（町長が定めるものに限る。以下この号において同じ。）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に当該回数以上の訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。
- (21) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければならない。
- (22) 前号の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。
- (23) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、

医療サービス以外の指定居宅サービス等を位置付ける場合にあつては、当該指定居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重してこれを行うものとする。

- (24) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。
- (25) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載しなければならない。
- (26) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。
- (27) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る居宅サービス若しくは地域密着型サービスの種類についての記載がある場合には、利用者による趣旨（同項の規定による指定に係る居宅サービス又は地域密着型サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成しなければならない。
- (28) 介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。
- (29) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならない。
- (30) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、

同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(法定代理受領サービス等に係る報告)

第16条 指定居宅介護支援事業者は、毎月、市町村（法第41条第10項の規定により同条第9項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービス（法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

(利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付)

第17条 指定居宅介護支援事業者は、利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者からの申出があつた場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第18条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、指定居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護支援事業所の管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

(5) 通常の実業の実施地域

(6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護支援を提供できるよう、指定居宅介護支援事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に指定居宅介護支援の業務を担当させなければならない。ただし、介護支援専門員の補助の業務については、この限りでない。

3 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(設備及び備品等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第23条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲 示)

第24条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘 密 保 持)

第25条 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広 告)

第26条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者 等 か ら の 利 益 収 受 の 禁 止 等)

第27条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

2 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。

3 指定居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦 情 処 理)

第28条 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自

らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等（第6項において「指定居宅介護支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、自ら提供した指定居宅介護支援に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
- 5 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 7 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

- 第29条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
 - 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第30条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第31条 指定居宅介護支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第15条第13号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳
ア 居宅サービス計画

イ 第15条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第15条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第15条第15号に規定するモニタリングの結果の記録

(3) 第18条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 基準該当居宅介護支援の事業に関する基準

第32条 前4章(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費(同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下同じ。)が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第7章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条（第20号に係る部分に限る。）（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を同条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者とすることができる。
- 3 第31条第2項（第32条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に完結する記録について適用し、同日前に完結した記録については、なお従前の例による。

説 明

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。）第6条の規定による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正（平成30年4月1日施行分）に伴い、条例を制定するものである。

議案第14号

士幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例案

士幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例
士幌町ふるさと体験広場設置条例（平成4年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

ふるさと体験広場の運営の終了に伴い、条例を廃止するものである。

議案第15号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の3を次のように改める。

（地域手当）

第9条の3 国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する。

第13条の2に次の1項を加える。

2 第11条、第12条及び第12条の3の勤務1時間当たりの給与額は、次に掲げるものの合算額に12を乗じ、勤務時間等条例第5条に規定する日数に規則に規定する1日の勤務時間数を乗じた時間を減じたもので除した額とする。

（1）給料の月額

（2）住居手当の月額（ただし、第8条の2第1項第1号に規定する職員に支給する手当を除く。）

（3）寒冷地手当の月額

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の職員の給与に関する条例第13条の2第2項の規定は、この条例の施行日の属する月以降の月にした勤務に係る時間外勤務手当について適用し、この条例の施行日の属する月の前月以前の月にした勤務に係る時間外勤務手当については、なお従前の例による。

説 明

国家公務員に準じた派遣職員の地域手当の改定、及び労働基準法に遵守した時間外勤務手当の算出方法に改定するため、条例を改正するものである。

議案第16号

報酬に関する条例の一部を改正する条例案

報酬に関する条例の一部を改正する条例

報酬に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表中「

学校評議員	年額 12,000円
-------	------------

」を

「

学校運営協議会、認定こども園運営協議会	会長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

学校運営協議会及び認定こども園運営協議会の設置に伴い、学校評議員を廃止するため、条例を改正するものである。

議案第17号

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「国民健康保険運営」を削り、同条中「国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同条を第2条の2とし、第2章中同条の前に次の1条を加える。

（名称）

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により士幌町に設置された国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

第9条第1項中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

国民健康保険法の改正（都道府県との共同運営）に伴い、条例を改正するものである。

議案第18号

士幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険準備基金条例（昭和39年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業に要する費用の支払いに不足を生じたときの財源に充てる」を「事業の健全な運営に資する」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 町長は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険準備基金条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険事業特別会計について適用し、平成29年度分までの国民健康保険事業特別会計については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険法の改正（都道府県との共同運営）に伴い、条例を改正するものである。

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険税条例（昭和43年条例16号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、北海道（以下「道」という。）の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、「及び資産割額」を削り、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険

法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」及び「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の4.46」を「100分の4.52」に改め、同条第2項中「、又は山林所得金額」を「又は山林所得金額」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「26,400円」を「30,000円」に改める。

第5条の2第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削り、「28,400円」を「26,000円」に改め、同条第2号中「14,200円」を「13,000円」に改め、同条第3号中「21,300円」を「19,500円」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「9,500円」を「11,500円」に改める。

第7条の3第1号中「11,800円」を「9,800円」に改め、同条第2号中「5,900円」を「4,900円」に改め、同条第3号中「8,850円」を「7,350円」に改める。

第8条中「100分の0.58」を「100分の0.82」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の2中「9,500円」を「13,500円」に改める。

第9条の3中「9,200円」を「8,500円」に改める。

第17条、第18条第2項及び第19条中「町」を「町長」に改める。

第23条第1項第1号ア中「18,480円」を「第5条の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号イ①中「19,880円」を「第5条の2第1号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号イ②中「9,940円」を「第5条の2第2号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号イ③中「14,910円」を「第5条の2第3号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号ウ中「6,650円」を「第7条の2の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号エ①中「8,260円」を「第7条の3第1号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号エ②中「4,130円」を「第7条の3第2号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号エ③中「6,195円」を「第7条の3第3号の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号オ中「6,650円」を「第9条の2の額に10分の7を乗じた額」に改め、同号カ中「6,440円」を「第9条の3の額に10分の7を乗じた額」に改め、同項第2号ア中「13,200円」を「第5条の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号イ①中「14,200円」を「第5条の2第1号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号イ②中「7,100円」を「第5条の2第2号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号イ③中「10,650円」を「第5条の2第3号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号ウ中「4,750円」を「第7条の2の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号エ①中「5,900円」を「第7条の3第1号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号エ②中「2,950円」を「第7条の3第2号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号エ③中「4,425円」を「第7条の3第3号の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号オ中「4,750円」を「第9条の2の額に10分の5を乗じた額」に改め、同号カ中「4,600円」を「第9条の3の額に10分の5を乗じた額」に改め、同項第3号ア中「5,280円」を「第5条の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号イ①中「5,680円」を「第5条の2第1号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号イ②中「2,840円」を「第5条の2第2号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号イ③中「4,260円」を「第5条の2第3号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号ウ中「1,900円」を「第7条の2の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号エ①中「2,360円」を「第7条の3第1号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号エ②中「1,180円」を「第7条の3第2号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号エ③中「1,770円」を「第7条の3第3号の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号オ中「1,900円」を「第9条の2の額に10分の2を乗じた額」に改め、同号カ中「1,840円」を「第9条の3の額に10分の2を乗じた額」に改める。

第24条の3第1項第3号中「前号」を「前2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の士幌町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説 明

国民健康保険の制度改正に伴い条例を改正しようとするものである。

議案第20号

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案

士幌町立学校設置条例の一部を改正する条例

士幌町立学校設置条例（昭和48年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 下居辺小学校の項、西上音更小学校の項及び新田小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

説 明

下居辺小学校、西上音更小学校及び新田小学校を廃止するため、条例を改正するものである。

議案第21号

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成2年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を次のように改める。

5 削除

第3条第2号中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加える。

第8条の2中「又は現物給付で負担した一部負担金について」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例第8条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療費の助成から適用し、施行日前に現物給付で負担した一部負担金の助成については、なお従前の例による。

説 明

平成30年度からの乳幼児等医療費の全額現物給付化に伴い、条例を改正するものである。

議案第22号

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

士幌町介護保険条例の一部を改正する条例

士幌町介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（保険料率）

第2条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- （1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 36,600円
- （2）令第39条第1項第2号に掲げる者 54,900円
- （3）令第39条第1項第3号に掲げる者 54,900円
- （4）令第39条第1項第4号に掲げる者 65,880円
- （5）令第39条第1項第5号に掲げる者 73,200円
- （6）次のいずれかに該当する者 87,840円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

- （7）次のいずれかに該当する者 95,160円

ア 合計所得金額が200万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 109,800円

ア 合計所得金額が300万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 124,440円

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 131,760円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 139,080円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 146,400円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、32,940円とする。

第4条第3項中「令第38条第1項第1号イ」を「令第39条第1項第1号イ」に、「第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」を「若しくは第5号ロ又は第2条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イ」に、「令第38条第1項第1号から第8号」を「令第39条第1項第1号から第5号まで及び第2条第1項第6号から第11号」に改める。

第8条本文中「並びに」を「及び」に改め、同条ただし書中「並びに」を「及び」に改め、「（昭和25年法律第226号）」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第11条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の士幌町介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成29年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

説 明

第7期介護保険事業計画に基づく保険料の改定及び介護保険法の改正に伴う条文整理のため、条例を改正するものである。

議案第23号

士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

士幌町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項又は第2項」を「第55条又は法第55条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成29年政令第258号）が平成30年4月1日から施行されることに伴い、条例を改正するものである。

議案第24号

士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案

士幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例

士幌町国民健康保険病院事業条例（平成20年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

- 3 病院の病床数は、一般病床50床とする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

説 明

国保病院の病床数について、新病院改革プランにより、療養病床の廃止及び一般病床数について、40床から50床へ改めることに伴い、条例を改正するものである。

議案第25号

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例案

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

士幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例（平成21年条例36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第25項」を「第5条第27項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第26号

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年条例第6号)の一部を次のように改正する。

「第4節 運営に関する基準(第61条の6―第61条の20)

目次中 第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

「第4節 運営に関する基準(第61条の6―第61条の20)

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準(第61条の20の2・第61条の20の3) に改める。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1条中「指定地域密着型サービスの事業に係る」を削り、「第4項第1号」の次に「、第78条の2の2第1項各号」を加える。

第2条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

第4条第1号中「次号において「暴力団対策法」という。」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第7条第2号中「行う」を「行い、」に改める。

第8条第1項第2号中「(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章に

において同じ。)」を削り、同条第2項中「介護福祉士その他」の次に「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第3条の4第2項に規定する」を加え、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（指定地域密着型サービス基準第3条の4第2項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改め、同条第4項中「専ら」を「専ら」に改め、同条第5項中「次の各号に」を「次に」に、「支障がない場合」を「支障がないとき」に改め、「午後6時から午前8時までの間において」を削り、同項に次の1号を加える。

(12) 介護医療院

第8条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に改め、同条第7項中「午後6時から午前8時までの間は、」を削り、同条第8項中「午後6時から午前8時までの間は」を削り、同条第12項中「及び第193条第10項」を「並びに第193条第14項」に改める。

第9条ただし書中「ただし」の次に「当該管理者は」を加える。

第10条第4項中「第51条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第16条中「北海道指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年北海道条例第92号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第16条第9号」を「士幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年士幌町条例第 号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号」に改める。

第27条第3項中「同条第11項」を「同条第10項」に改め、同条第4項中「第11項」を「第10項」に改める。

第28条第2項ただし書中「及び利用者」を「並びに利用者」に改める。

第34条第3項中「午後6時から午前8時までの間に行われる」を削り、「勘案し

て」を「勘案し」に改める。

第40条第3項中「当該町の職員」を「町の職員」に改め、同条第5項中「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に、「国民健康保険団体連合会」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改め、同条第6項中「国民健康保険団体連合会」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第41条第1項中「町の職員」の次に「（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加え、「3月」を「6月」に改め、同条第4項中「場合には」の次に「、正当な理由がある場合を除き」を加え、「行うよう努めなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第49条第1項第1号ただし書及び第3号ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第2項中「その他」の次に「指定地域密着型サービス基準第6条第2項に規定する」を加え、同項ただし書中「3年以上」を「1年以上（同項に規定する特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上）」に改める。

第50条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第51条第4項中「第10条」の次に「第1項から第3項まで」を加える。

第58条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第61条中「、夜間対応型訪問介護」を「、指定夜間対応型訪問介護」に改め、同条後段中「第11条第1項」の次に「中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第57条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」と、同項」を、「第35条」の次に「第1項」を加え、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」」を「「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」」に、「「夜間対応型訪問介護」」を「「指定夜間対応型訪問介護」」に改める。

第61条の3第1項第3号中「法第115条の45第1項1号ロ」を「法第115条の45第1項第1号ロ」に、「町が」を「町長が」に改め、同条第3項中「前項」の次に「の規定」を加える。

第61条の4ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第61条の5第2項第1号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「相談室遮へい物」を「相談室 遮蔽物」に改め、同条第4項中「ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には」を「ただし書の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するときは」に改める。

第61条の7第3項第5号中「認められる費用」を「認められるもの」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第24条第4項に規定する」に改める。

第61条の9第4号中「指定地域密着型通所介護従業者は」を「地域密着型通所介護従業者は」に改め、同条第6号中「特に」を「この場合において、特に」に、「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第61条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者は」を「地域密着型通所介護従業者は」に改める。

第61条の17第1項中「町の職員」の次に「（当該指定地域密着型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加え、同条第4項中「、町等」を「町等」に改め、同条第5項中「指定地域密着型通所介護の提供を行う」を「、指定地域密着型通所介護の提供を行う」に改める。

第61条の20中「「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、」を「「運営規程（第61条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条にお

いて同じ。）」と、同項及び」に改める。

第61条の21中「第4節」を「前節」に改める。

第61条の23第2項中「従事する者」を「従事するもの」に改める。

第61条の24第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第61条の25中「9人」を「18人」に改める。

第61条の26第2項中「乗じた」を「乗じて得た」に改め、同条第4項中「前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には」を「前項ただし書の場合において、指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供するときは」に改める。

第61条の27第1項中「運営規程」を「重要事項に関する規程」に改める。

第61条の34中「次に掲げる」を「、次に掲げる」に改める。

第61条の38中「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、」を「「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、同条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、及び」に改める。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に次の1節を加える。

第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準

（共生型地域密着型通所介護の基準）

第61条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓

練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。同号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するた

め、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節(第61条の20を除く。)の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程(第61条の12に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。)」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。)」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合の場合において、指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供するとき」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び第61条の13第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条の第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。

第63条第1項中「、介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第64条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第65条第2項第1号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「ただし書の場合(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」には「ただし書の場合において、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業

者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供するときは」に、「市町村長」を「町長」に改める。

第67条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を、「3人以下」の次に「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数」を加え、同条第2項中「第84条第7項」の次に「及び第193条第8項」を加える。

第68条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「第64条第2項に規定する」を「指定地域密着型サービス基準第43条第2項に規定する」に改める。

第82条中「「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、」を「「運営規程（第75条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」と、同項及び」に、「「認知症対応型通所介護」」を「「認知症対応型通所介護従業者」」に改める。

第84条第1項中「小規模多機能型居宅介護、」を「小規模多機能型居宅介護」に、「及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第193条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第7項中「（以下）」を「（以下この章において）」に改め、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第63条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第98条」の次に「第1項」を加える。

第85条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第3

項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する」に改める。

第86条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第65条に規定する」に改める。

第88条第2項第2号中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第92条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第71条第4項に規定する」に改める。

第93条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第94条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第95条第2項中「第16条各号」を「第15条各号」に改める。

第96条中「町（法第42条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第42条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第98条第3項中「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第104条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第105条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第110条中「「第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、」を「「運営規程（第102条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。））」と、同項及び」に、「「第61条の11第2項」を「第61条の11第2項」に改める。

第112条第5項ただし書中「ただし」の次に「、当該計画作成担当者は」を加え、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する」に改める。

第113条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第91条第2項に規定する」に改める。

第114条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第92条に規定する」に改める。

第115条第3項中「第5条第15項」を「第5条第17項」に改める。

第119条中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第124条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改める。

第125条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第127条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第130条中「「第124条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」を「「運営規程（第124条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。））」と、同項及び」に改める。

第132条第4項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改め、同項ただし書中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第5項及び第6項ただし書中「当該地域密着型特定施設」を「当該指定地域密着型特定施設」に改め、同条第7項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 介護医療院 介護支援専門員

第133条ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加える。

第134条第4項第1号中「1人とする」を「1人とすること」に改め、同項第4号中「居室」を「介護居室」に改める。

第135条の見出し中「及び契約」を「並びに契約」に改める。

第140条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第147条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改める。

第151条中「「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは」を「「運営規程」とあるのは「第147条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは」に改める。

第153条第3項ただし書中「この条」を「この項」に、「及びユニット型指定介護老人福祉施設（北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。）を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユ

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合」を「にユニット型指定介護老人福祉施設（北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第97号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第44条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準条例第53条第2項及び北海道指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第7号）第13条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設」に改め、同条第4項中「第154条第1項第6号」を「次条第1項第6号」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、同条第8項第2号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第153条第13項中「以下同じ。」を削り、同条第17項後段中「にあつて」を「において」に改める。

第155条中「介護老人保健施設」の次に「若しくは介護医療院」を加える。

第158条第3項第3号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第136条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第136条第4項に規定する」に改める。

第159条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第167条の次に次の1条を加える。

(緊急時等の対応)

第167条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第153条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。

第170条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 緊急時等における対応方法

第171条第3項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改める。

第173条第2項第4号中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第151条第2項第4号に規定する」に改める。

第179条中「第170条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第170条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」に改める。

第180条中「、第3節及び前節」を「及び前2節」に改める。

第183条第3項第3号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第3号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣の定める基準」を「指定地域密着型サービス基準第161条第3項第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準」に改め、同条第4項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第161条第4項に規定する」に改める。

第184条第5項中「当たって」を「当たっては」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図る

ため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第188条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 緊急時等における対応方法

第189条第4項中「に対し、その資質の向上のための」を「の資質の向上のために、その」に改める。

第191条中「第188条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第188条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」に、「及び第5号」を「、第5号及び第7号」に改める。

第193条第1項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第84条第7項に規定する」を加え、「又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」を「及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該サテライト型指定看護小規模型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所、当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所及び当該本体事業所に係る第84条第7項に規定するサテライト指定小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第6項中「指定看護小規模多機能型居宅介護（）」の次に「第84条第7項に規定する」を、「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させ

て行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加え、同条第7項に次の1号を加える。

(5) 介護医療院

第193条中第10項を第14項とし、同項の前に次の1項を加える。

- 13 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の研修を修了している者(第201条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

第193条第9項中「別に」を「指定地域密着型サービス基準第171条第12項に規定する」に改め、同項を同条第12項とし、同条第8項ただし書中「前項」を「第7項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第7項の次に次の3項を加える。

- 8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。))との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。
- 9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

- 10 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

第194条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第172条第3項に規定する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることことができる。

第195条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型サービス基準第173条に規定する」に改める。

第196条第1項中「29人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）」を加え、同条第2項第1号中「あつては、」を「あつては」に、「利用定員）」を「利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）」に改め、同項第2号中「9人」の次に「（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人）」を加える。

第197条第2項第2号ウ中「及びイ」の次に「の基準」を加え、同号に次のように加える。

- オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

第198条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第201条第1項中「介護支援専門員」の次に「（第193条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。）」を加え、同条第4項中「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第204条中「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、」を「「運営規程（第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程をいう。第36条において同じ。）」と、同項及び第36条中」に改め、「活動状況」と」の次に「、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と」を加える。

附則第1条ただし書中「第3号」を「第2号」に改める。

附則第2条中「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に改める。

附則第3条中「平成30年3月31日まで」を「平成36年3月31日まで」に、「又は入居」を「、又は入居」に改める。

附則に次の2条を加える。

第4条 第132条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所させ、又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

第5条 第134条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診

療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

(土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「次号において「暴力団対策法」という。」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第6条中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

第7条第1項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第8条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第6条第2項に規定する」に改める。

第9条第2項第1号中「アに」を「アの規定に」に改め、同項第2号中「遮へい物」を「遮蔽物」に改め、同条第4項中「（」を「において、」に、「場合に限る。」には」を「ときは」に、「市町村長」を「町長」に改める。

第11条第1項中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。）」を加え、「とする」を「とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福

祉施設においてはユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする」に改め、同条第2項中「第46条第7項」を「同条第7項」に改める。

第12条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「第8条第2項に規定する」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第6条第2項に規定する」に改める。

第21条中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第24条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第22条第4項に規定する」に改める。

第38条第3項中「当該町」を「町」に改め、同条第5項中「国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に、「国民健康保険団体連合会から」を「北海道国民健康保険団体連合会から」に改め、同条第6項中「国民健康保険団体連合会」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第41条第1項中「町の職員」の次に「（当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が町の区域外に所在する場合は、その所在する市町村の職員）」を加え、同条第4項中「、町等」を「町等」に改める。

第44条第3号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改める。

第46条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「又は」を「、」に改め、「限る。）」の次に「又は介護医療院」を加え、同条第11項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第11項に規定する」に改め、同条第12項中「別に厚生労働大臣が定める」を削り、「第69条」を「第69条第3号」に改める。

第47条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、「以下同

じ。」を削り、同条第2項中「第194条第1項本文」を「第194条第1項」に改め、同条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する」に改める。

第48条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第46条に規定する」に改める。

第50条第2項第2号中「及びイ」の次に「の基準」を加える。

第54条第4項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第52条第4項に規定する」に改める。

第56条中「町（法第54条の2第9項において準用する法第41条第10項の規定により法第54条の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第61条第2項中「当たって」を「当たっては」に改める。

第62条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第67条中「、第39条」を「及び第39条」に、「第59条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第59条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改める。

第68条第2項中「それらの」を「その」に改める。

第69条第2号中「具体的取組方針」を「具体的取扱方針」に改め、同条第3号中「行わなくては」を「行わなければ」に改める。

第73条第5項ただし書中「、当該計画作成者」を「、当該計画作成担当者」に改め、同条第6項中「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第6項に規定する」に改める。

第74条第1項ただし書中「ただし」の次に「、当該管理者は」を加え、同条第2項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第71条第2項に規定する」に改める。

第75条中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加え、「別に」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第72条に規定する」に改める。

第76条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17年法律第123号）第5条第15項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項」に、「同法第5条第8項」を「同第8項」に改める。

第80条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第82条第2号中「職務内容」を「職務の内容」に改める。

第83条第2項中「介護従業者」を「従業者」に改める。

第85条第3項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を加える。

第88条中「第82条に規定する重要事項に関する規程」を「運営規程（第82条に規定する重要事項に関する規程をいう。第34条において同じ。）」に改める。

附則ただし書中「第3号」を「第2号」に改める。

（士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係

る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)
第3条 土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27
年条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「基準該当介護予防支援」の次に「の事業」を加える。

第3条第1号中「次号において「暴力団対策法」という。」を削り、同条中第2
号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総
合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定
する指定特定相談支援事業者」を加える。

第7条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用申込者又はその家族に対し」を加
え、「である」を「であり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者（法第53
条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等を紹介す
るよう求めることができる」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項各
号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改め、同項第1号中「第3項各号」
を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第3項第1号」
を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、
同条第3項中「第6項で」を「第7項に」に、「技術を使用する」を「技術を利用
する」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじ
め、利用申込者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院す
る必要が生じた場合には、当該利用者に係る担当職員の氏名及び連絡先を当該病
院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第9条中「当該事業所」を「当該指定介護予防支援事業所」に改める。

第13条中「以下同じ。）と」を「以下同じ。）の額と」に改める。

第14条中「前条の」を削る。

第15条中「次の各号に」を「次に」に改める。

第16条の見出し中「法定代理受領サービス」の次に「等」を加え、同条第1項中「町（法第53条第7項において読み替えて準用する第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改め、同条第2項中「町（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあつては、当該国民健康保険団体連合会）」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第18条中「次の」の次に「各号の」を加える。

第21条第2項中「指定介護予防支援の業務」を「指定介護予防支援」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改める。

第28条第5項中「位置付けた」の次に「法第53条第1項に規定する」を、「又は」の次に「法第54条の2第1項に規定する」を加え、「国民健康保険団体連合会」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改め、同条第6項及び第7項中「国民健康保険団体連合会」を「北海道国民健康保険団体連合会」に改める。

第29条第1項中「速やかに」を「、速やかに」に改める。

第30条中「事業所」を「指定介護予防支援事業所」に改める。

第31条第2項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第33条第9号中「のために」を「のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」に改め、同条第12号中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）第76条第2号」を「北海道指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第96号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第77条第2号」に、「指定介護予防サービス等基準において」を「指定介護予防サービス等基準条例において」に改め、同条

第13号中「指定介護予防サービス等基準において」を「指定介護予防サービス等基準条例において」に改め、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14)の2 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第15号中「位置づけた」を「位置付けた」に、「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第16号中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」に改め、同条第19号中「又は入所」を「若しくは入所」に改め、同条第20号中「退所しよう」と「退所をしよう」とに改め、同条第21号中「主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）」を「主治の医師等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(21)の2 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第33条第24号及び第25号中「当該計画」を「当該介護予防サービス計画」に改め、同条第26号中「被保険者証に、」の次に「法第73条第2項に規定する」を加え、「同条第1項」を「同項」に、「若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については」を「又は地域密着型介護予防サービスの種類については」に改める。

「第5章 基準該当介護予防支援に関する基準」を「第5章 基準該当介護予防支援の事業に関する基準」に改める。

第35条中「第4条及び第2章から前章（第28条第6項及び第7項を除く。）までの規定は」を「第3条、第4条及び第2章から前章まで（第28条第6項及び第7項を除く。）の規定は」に、「法第58条第1項」を「同条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成30年厚生労働省令第4号）の施行に係る関係基準の改正により、士幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の他2条例を改正しようとするものである。

議案第27号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

説 明

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第28号

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 主任介護支援専門員（介護支援専門員であつて、介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該主任介護支援専門員研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を終了している者に限る。）をいう。）その他これに準ずる者1人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

介護保険法施行規則の改正に伴い、条例を改正するものである。

議案第29号

平成30年度土幌町一般会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度土幌町一般会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第30号

平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第31号

平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第32号

平成30年度士幌町介護保険事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町介護保険事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第33号

平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第34号

平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第35号

平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計予算

地方自治法第211条第1項の規定により、平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計予算を、別案のとおり提出する。

議案第36号

平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算を、別案のとおり提出する。